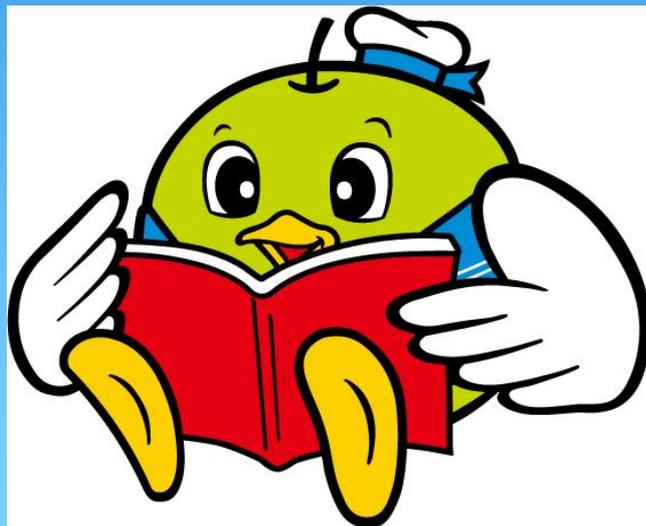


2021.4.15

図書館職員実務研修会

# 著作権の基礎知識



鳥取県立図書館

資料課 岩崎 武史

# この時間の内容(40分間)

- 1 著作物とは？
- 2 著作権とは？
- 3 ケーススタディ



# どうして著作権を学ぶの？

## (図書館法／著作権法)

図書館は古今東西あらゆる資料を所蔵

資料を複製（コピー）し、提供することは日常業務

図書館は公に複製（コピー）ができる限られた施設

法に則った業務（運用）が不可欠

# 著作物とは？



## 著作権法

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 著作物

思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

# 図書館の「著作物」?

小説 学術書  
写真集 地図



新聞 雑誌



絵本



音楽CD  
映画のDVD



# 著作物とは？

思想または感情を

単なる事実やデータは×

創作的に

模倣は×

表現したものであって

アイデアや発想だけでは×

文芸、学術、美術  
又は音楽の範囲に属するもの

# 著作物の例示①

## 言語の著作物

小説、脚本、俳句、講演、論文など

## 音楽の著作物

楽曲、楽曲を伴う歌詞

## 舞踊・無言劇の著作物

日本舞踊、バレエ、  
パントマイムなどの振り付け

## 美術の著作物

絵画、版画、彫刻、書

## 建築の著作物

芸術的な建築物

# 著作物の例示②

## 地図・図形の著作物

地図、学術的な図面、設計図など

## 映画の著作物

劇場用映画、アニメなど  
「録画されている動く映像」

## 写真の著作物

写真・グラビアなど

## プログラムの著作物

コンピュータ・プログラム

あくまで例示のため、これ以外にも該当あり

# 著作物の種類

- \* 一般の著作物…上記で例示したもの
- \* 二次的著作物…「創作的な加工」  
外国小説の翻訳、小説の映画化 など
- \* 編集著作物…「創作的な組み合わせ」  
収録されている個々の著作物とは別に  
全体としても保護される  
詩集、百科事典、新聞、雑誌 など

# 著作権とは？

## \* 著作権は「知的財産権」の一つ

知的財産権…知的な創作活動によって何かを作り出した人に対して付与される権利



# 著作権とは？

## ◆無方式主義

創作した時点で権利が著作者に自動的に発生  
著作権登録制度（文化庁）も有り

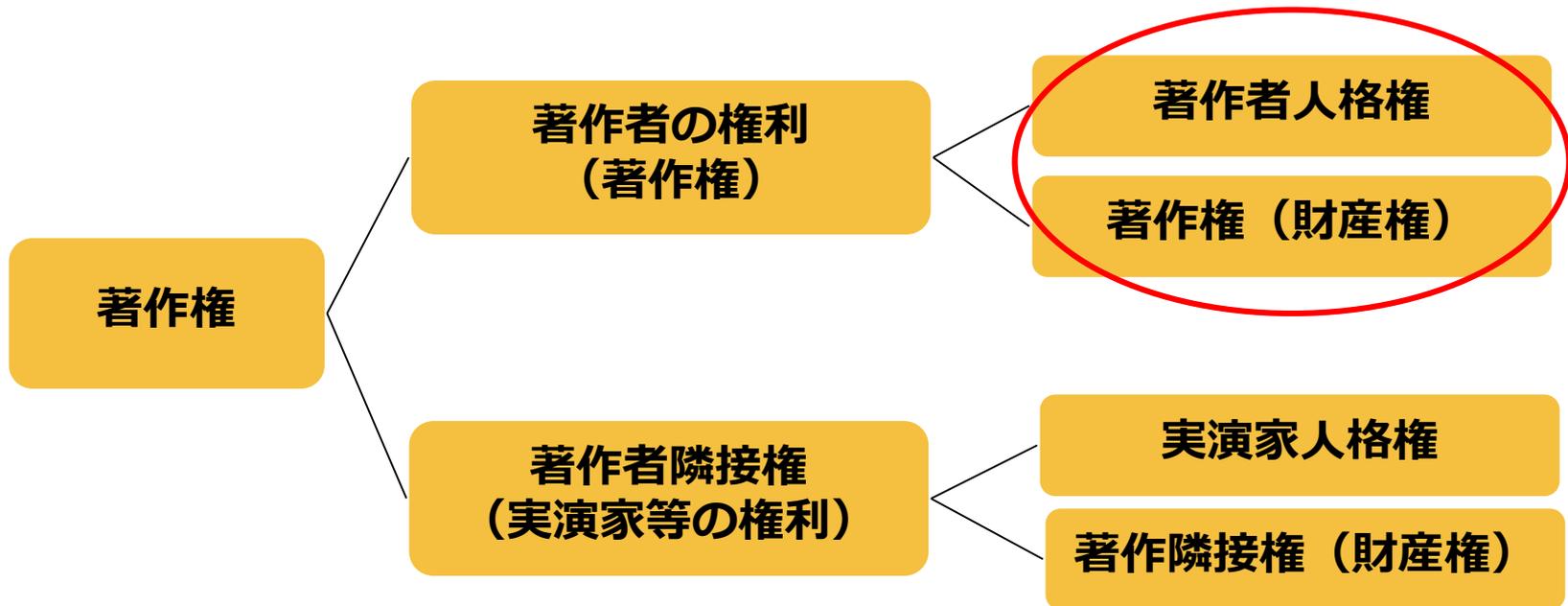
## ◆保護期間

- \* 著作物を創作したときから著作者の死後70年  
複数の著作者がいた場合は、最後に死亡した著作者の死後70年  
70年のカウントは死亡した年の翌年1月1日から
- \* 無名・団体名義…公表後70年
- \* 映画の著作物…公表後70年



# 著作権とは？

## \* 著作物、実演、放送等に関する著作者の権利



# 著作権とは？

## \* 著作者人格権 著作者の人格的利益を守る権利（譲渡不可）

著作物を公表するか  
いつ公表するか  
（公表権）

著作物名を表示するか  
本名？ペンネーム？  
（氏名表示権）



著作物の内容等を  
無断で変えられない  
（同一性保持権）

## \* 著作権（財産権） 無断で～されない権利（譲渡可能）

複製権

上映権

上演権

口述権

貸与権

頒布権

公衆送信権

展示権

など

# 著作権が働かない著作物もある

- \* 憲法その他の法令（地方公共団体の条例・規則含む）
- \* 国や地方公共団体、独立行政法人等の告示、訓令、通達など
- \* 裁判所の判決、決定、命令など

# 著作権の考え方

著作物に該当するか

保護対象か？ 保護期間内か？

著作権のどんな権利に抵触するか？

例外的に使用できる場合ではないか？

# 「例外的な無断使用」ができる場合

文化的所産である著作物等の公正で円滑な利用が妨げられ、かえって文化の発展に寄与することを目的とする著作権制度の趣旨に反することにもなりかねないため

私的使用のための複製

図書館等での複製

教育機関における複製等

非営利の上演・演奏・上映など

引用

視覚障害者等のための複製等

など

# 主語は著作権者

解説書を読みながら混乱しないために…

権利が制限される・権利制限規定

→ 著作権者の権利を制限



# 図書館等での複製

① 国立国会図書館及び政令で定められた施設

② 非営利

③ 複製の主体は図書館

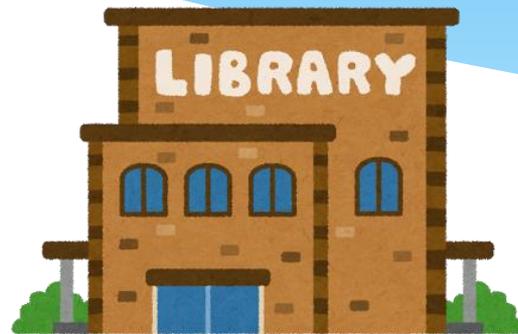
④ その図書館等が所蔵している資料

⑤ 次のいずれかに該当

- ・ 利用者の求めに応じ、調査研究のため、公表された著作物の一部分を一人につき一部提供する場合
- ・ 図書館資料の保存のために必要がある場合
- ・ 他の図書館の求めに応じ、一般に入手することが困難な所蔵資料を複製して提供する場合



# 図書館での複製は義務ではない



**NO !**

しかし…



→説明責任が求められることも。なぜ？

→他の人(図書館)はO.Kだったのに。なぜ？

# 上演・演奏・上映など



- ① 上演、演奏、上映、口述（朗読等）のいずれかであること
- ② 既に公表された著作物であること
- ③ 営利を目的としないこと
- ④ 聴衆または観客から鑑賞のための料金等を取らないこと
- ⑤ 演奏したり、演じたりする者に報酬が支払われないこと

※交通費、弁当代の報酬以外の支給は可能

- ⑥ 原則として著作物の題名、著作者名などの「出所の明示」をすること

# 引用



- ①既に公表された著作物であること
- ②利用方法が、「公正な慣行」に合致していること  
※自分の考えを補強するためなど作品を引用する**必然性**があること
- ③利用の目的が、報道、批評、研究などのための**正当な範囲内**であること  
※引用の分量については、引用される部分（他人の作品）が「**従**」で、自ら作成する部分が「**主**」であること
- ④引用部分については、「**」**などを付して**明確**にすること
- ⑤著作物の題名、著作者名などの「**出所の明示**」をすること

# ケーススタディ

**図書館が取り上げられた新聞や雑誌の  
記事をコピーして、館内の掲示板に掲  
示してもよいか？**

# ケーススタディ

毎日閉館前の10分間、あるCDからテープに録音した「蛍の光」を館内に流している。また、開館前には同様に小鳥の鳴き声を流している。著作権侵害になるか？

# ケーススタディ

## 図書館の広報紙に

## 次のようなものを載せてもよいか？

- 新着図書の紹介として書名、著者名、出版社名、内容紹介、表紙画像
- 人気アニメやまんがのキャラクター
- 新聞社主催の「作文コンクール」の入賞作品

# ケーススタディ

**図書以外のビデオ、DVD、CDのような資料は図書館で貸出をすることができるか？ 図書や雑誌の付録として付いている場合はどうか？**

# ケーススタディ

図書館にインターネットに接続したパソコンを設置し、誰にでも利用させているのは問題ないか？プリントアウトさせるのはどうか？

# ケーススタディ

**図書館行事としてDVDによるアニメ  
映画の上映会を行ってもよいか？**

# ケーススタディ

**図書館主催で著名人を招き、講演会を計画している。講演の録音、講演中のビデオ・写真撮影は自由にできるか？**

# ケーススタディ

**奥付に「不許複製」「禁無断転載」  
などの記載がある場合、著作権法上  
の取り扱いはどうなるか？**

# ケーススタディ

会議で配るため、書籍の一部を全員分  
コピーしてもよいか？

# 著作権法の改正に注目

知識をアップデートする必要あり

(2022年～)

- \* 国立国会図書館による絶版等デジタル化資料を個人へ送信可
- \* 各図書館が著作物の一部をメール送信可

(2019年)

「視覚障害者等」

→ 肢体不自由等を含め、障がいによって書籍を読むことが困難な者が広く対象

# こちらをご覧ください

- \* 著作権法（e-Gov法令検索）

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=345AC0000000048>

- \* 文化庁 著作権に関する教材、資料等

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kyozai.html>

- \* 著作権情報センター

<https://www.cric.or.jp/>

著作権法の解釈はグレーゾーンが多い  
許諾を得る・確認することが望ましい